



令和6年度 大阪市職員（社会人経験者保育士）採用試験要綱

令和6年8月1日
大阪市人事委員会

大阪市が求める人材像

高い志を持ち、多様な価値観を理解し、チャレンジ精神あふれる自律的な人材

| | |
|---------|--|
| 申込み受付期間 | 9月2日(月) 午前9時から9月10日(火) 正午まで インターネット申込みです。 |
| 第1次試験日 | 10月6日(日) |

1 試験区分、採用予定者数、受験資格、採用予定日

| 試験区分 | 採用予定者数 | 受験資格 | 採用予定日 |
|---------------|--------|--|----------|
| 社会人経験者 保育士 | 10名程度 | 次の①～③を全て満たす方（学歴は問いません。） ①昭和40年4月2日以降に生まれた方 ②保育施設等で保育士として保育業務に従事し、同一企業・団体等で1年以上継続して週当たり30時間以上勤務した期間が、平成22年9月1日から令和6年8月31日までの間に通算して7年以上（令和6年8月31日現在）ある方 ③保育士資格を有する方（②において、通算しようとする期間も保育士資格を有していること） | 令和7年4月1日 |

- 採用予定者数については、今後の事業計画等により変更することがあります。
- 上表の受験資格を満たす方がこの試験を受けることができます。ただし、地方公務員法第16条各号（4ページ参照）に該当する方は受験できません。
- 受験資格の詳細は、5～6ページの「受験資格について」を必ず確認してください。

2 試験日時・場所、試験方法、試験内容

| 試験 | 日時・場所 | 試験方法 | 試験内容 |
|-----------|---|-------------------------------|----------------------|
| 第1次 試験 | 令和6年10月6日(日) 集合時刻、試験会場（大阪府内）は、 受験票に記載して通知します。 | 専門試験 [主として記述式] (1時間30分) | 主に保育に関する専門知識などを問います。 |
| 第2次 試験 | 令和6年11月18日(月) (予定) | 口述試験 | 個別面接を行います。 |

- 第1次試験合格者には、口述試験の参考資料とするための「面接カード」を提出していただきます。
- 第2次試験の日時・場所及び提出書類の詳細は、第1次試験の合格発表日（2ページ参照）に大阪市ホームページに掲載します。

3 受験手続

「大阪市行政オンラインシステム」(<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>) から受験される試験区分を選択し、申し込んでください。

令和6年10月6日(日)に大阪市人事委員会が第1次試験を実施する採用試験において、申込みは1つの試験区分に限ります。複数の試験区分を申し込むことはできません。また、同一の試験区分においても複数回申し込むことはおやめください。複数又は同一試験区分において複数回申し込まれた場合は最後に申し込まれたもののみ受理します。

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 【申込み受付期間】 | 令和6年9月2日(月)午前9時から令和6年9月10日(火)正午まで |
|-----------|-----------------------------------|

| | |
|-----------|---------------------------------|
| 【受験票等の交付】 | 令和6年9月20日(金)ごろダウンロードできる状態になります。 |
|-----------|---------------------------------|

- 申込完了後は、必ずマイページより申請内容をご確認ください。なお、受験申込の申請を受け付けた旨のメール通知がありますので、削除せずに保管してください。メール通知がない場合は、申込みが完了していない可能性がありますので、必ず大阪市こども青少年局(電話:06-6208-8637)までご連絡ください。
- 申込み受付期間終了後は、申込受付や試験区分等の変更、取下げは一切できません。誤って取下げ等を行った場合、受験することはできません。
- 受験時の注意事項等については、受験票交付時にお知らせします。
- 障がい等により、点字による受験、音声パソコンの併用による受験などの配慮を希望される場合は、申込み前に必ず大阪市こども青少年局までご連絡ください。受験上の配慮については一定の条件があり、障がい者手帳や医師の診断書等の確認書類を提出していただく必要があります。なお、申込み受付期間終了後は、配慮希望の申し出は受け付けられません。
- 障がい等により、インターネットによる申込みが困難な方は、令和6年8月26日(月)までに大阪市こども青少年局までご連絡ください。

4 合格者の決定

| 試験 | 決定方法 |
|-------|--------------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験の結果を総合的に判定して決定します。 |
| 第2次試験 | 第2次試験の結果を総合的に判定して決定します。※ |

※前段階の試験の成績は加算しません(同点により合格者を決めがたいときは、第1次試験の結果で判定することがあります。)

- 試験方法により合格基準を定めているものがあり、それらで一定の基準に満たない場合には、他にかかわらず不合格とします。
- 試験方法のうち、棄権又は欠席したものが1つでもある場合は、不合格とします。

5 合格発表

| 試験 | 発表日(予定) | 発表方法 |
|-------|---------------|---|
| 第1次試験 | 令和6年10月28日(月) | 合格者の受験番号を大阪市ホームページに掲載します。なお、合否にかかわらず個別の通知は行いません。 ※合格発表と併せて、第2次試験の日時・場所及び提出書類の詳細を大阪市ホームページに掲載しますので、合格者は必ずご確認ください。 |
| 第2次試験 | 令和6年12月6日(金) | 合格者の受験番号を大阪市ホームページに掲載するほか、合格者本人あて通知します。なお、不合格の通知は行いません。 |

6 合格から採用まで

- ① 合格者は、採用候補者名簿に登載されます。
- ② 合格者には、5～6ページに記載の受験資格を有していることを客観的に証明できる書類を提出していただきます。ご不明な点等があれば、大阪市人事委員会（電話：06-6208-8545）までお問い合わせください。
- ③ 受験資格がないこと（保育業務の従事期間や保育士資格の有無等が確認できない場合を含む。）並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。
- ④ 採用にあたっては、任命権者において、児童福祉法第18条の20の4第3項の規定に基づき、同条第1項のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用することとし、児童生徒性暴力等を行ったことが判明した場合には、採用されないことがあります。
- ⑤ 日本国籍を有しない方で、採用日において、法令により永住が認められていない方は採用されません。
- ⑥ 営利企業等への従事は原則として認められませんので、採用日までに退職していただく必要があります。
- ⑦ 令和6年4月1日現在の初任給（地域手当（給料月額16%）を含む。）は、保育士給料表1級適用として、232,348円ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。

（例）職歴が短大卒業後の正社員の場合

| 採用時年齢 | 民間保育所での在職年数 | 初任給 |
|-------|-------------|----------|
| 27歳 | 7年 | 232,348円 |
| 33歳 | 13年 | 257,868円 |
| 40歳 | 20年 | 279,328円 |

また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。詳細は、「職員の給与に関する条例」や「職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則」等に定められています。

7 従事する職務等

| 職務内容 | 主な配属先 |
|--------------------------------|-----------|
| 市立保育所、各子ども相談センター等で保育士業務に従事します。 | 子ども青少年局など |

※上表の職務内容・主な配属先は、今後の事業計画等により変更することがあります。

公務員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない方は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできないという原則）に基づき行われます。

日本国籍を有しない方は、「外国人職員の従事する職に関する規則」等の定めるところにより、「外国人職員」として、次の①及び②以外の職に就きます。

- ① 公権力の行使に該当する業務を行う職（住民の権利義務その他法的地位を一方的に決定することができる業務を行う職）
- ② 公の意思の形成への参画に携わる職（行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有する職）

上記の外国人職員が従事する職務の詳細については「外国人職員の従事する職に関する要綱」等に定められています。

8 試験結果の開示

不合格の場合、試験結果の開示を希望する方は、第1次試験当日に配付する「職員採用試験の結果について」により各試験の合格発表日（2ページ参照）から10日間以内（消印有効）に郵送で請求してください。受験者本人に限り、順位及び総合得点等をお知らせします。なお、対象者は、それぞれの試験で全てを受験した方に限ります。

9 備考

- ① この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ② この採用試験要綱の試験に最終合格し、採用された方は、保育士給料表1級が適用され、選考により2年で2級に昇格します。その後、3級昇格までに2級在級年数が最低5年必要ですが、3級昇格にあたって選考を経ることになります。
- ③ 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ④ 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。
- ⑤ 大阪市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。また、勤務時間中は禁煙です。

地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例の内容は、その一部を抜粋したのですが、心得た上で、受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

受験資格について

社会人経験者保育士の受験資格における保育業務の従事期間及び保育士資格については、次の1及び2のとおりです。
なお、受験は、次の書類を全て提出していただける方に限ります。

○第1次試験合格後から第2次試験実施日まで

- ・保育士資格を有していることを客観的に証明できる書類（保育士証又は国家戦略特別区域限定保育士登録証の写し）

○第2次試験合格後から大阪市人事委員会が指定する期日まで

- ・受験資格の対象となる保育業務の従事期間に該当することについて、勤務先から証明を受けた職歴証明書（第2次試験合格者に合格通知とともに職歴証明書の記入用紙を送付しますので、合格者自ら勤務先に提出し、証明を受けた上で、提出してください。）

1 受験資格となる保育業務の従事期間について

- ・「保育施設等」とは、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、児童養護施設、乳児院とします。
- ・保育士としての保育業務の従事期間が平成22年9月1日から令和6年8月31日までの間に通算して7年以上ある方が該当します。
- ・従事期間は、会社員、公務員、自営業者、派遣社員、契約社員、アルバイト、パートタイマー等として、それぞれ同一の企業・団体等において、就業規則や雇用契約等で定められた週当たり30時間以上（休憩時間及び時間外労働時間を除く。）の勤務を1年以上継続した期間が該当します。ただし、休業期間（育児休業、病気休職等）は、従事期間に含めることができません。

(1) 従事期間

平成22年9月1日から令和6年8月31日までの間に同一企業・団体等で1年以上継続して在職し保育業務に従事していた期間のものに限ります。

(2) 従事期間の計算方法

- ・年数…入社等の年月日から翌年の入社等の月日に相当する日の前日までを1年とします。
 - ・月数…入社等の年月日から翌月の入社等の日に相当する日の前日までを1月とします。
 - ・残りの日数…切り捨てます。ただし、残りの日数が30日以上の場合は1月とします。
- ※入社等の日が例えば1月31日であって、翌月である2月等に入社等の日に相当する日が存在しない場合などは、月の末日までを1年や1月とします。

(期間の考え方)

- 令和3年4月30日～令和4年4月18日 … 11月+20日
→ 従事期間：11月（1年未満のため従事期間に不算入）
- 令和5年4月1日～令和6年3月30日 … 11月+30日
→ 従事期間：1年0月（従事期間に算入）

(例：休業期間がある場合 ※各施設全て異なる企業・団体)

- ・A保育所にて平成26年4月1日～平成31年3月31日（5年）に在職し、平成27年5月1日～平成30年4月30日（3年）に育児休業を取得 → 従事期間：2年0月
- ・B乳児院にて平成31年4月1日～令和4年3月31日に在職
→ 従事期間：3年0月
- ・C認定こども園にて令和4年4月1日～令和6年4月30日に在職
→ 従事期間：2年1月
- ・D乳児院にて令和6年5月1日～令和6年7月31日に在職
→ 従事期間：0年3月（1年未満のため従事期間に不算入）
⇒ 通算従事期間：7年1月

(3) 従事期間の取扱い

- ① 派遣社員、契約社員としての期間は、同一の派遣先、契約先の企業・団体等で1年以上勤務している期間が含まれます。
- ② 同一の企業・団体等で、雇用形態が変わった場合（派遣社員・契約社員・アルバイト・パートタイマー等から正社員など）は、週当たり30時間以上の勤務であって、同一の企業・団体等に継続して勤務をしていれば、通算できます。
- ③ 企業・団体等名が変更（合併等も含む。）された場合、その企業・団体等が元は同一であることと、本人がその企業・団体等に継続して勤務していたことが職歴証明書等で証明できる場合であれば、従事期間に継続して通算できます。

2 受験資格となる保育士資格について

「保育士資格を有する方」とは、保育士資格又は国家戦略特別区域限定保育士資格を有する方をいいます。

(参考)

令和5年度 職員採用試験実施状況

| 試験区分 | 受験者数(名) | 合格者数(名) |
|-----------|---------|---------|
| 社会人経験者保育士 | 55 | 9 |

◎この試験についての問合せは

大阪市人事委員会

(行政委員会事務局任用調査部任用調査課)

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
市役所4階

電話番号 06-6208-8545

FAX番号 06-6231-4622

◎申込受付、保育士の職務内容についての問合せは

大阪市こども青少年局 企画部総務課

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
市役所2階

電話番号 06-6208-8637

FAX番号 06-6202-7020

〔 Osaka Metro 御堂筋線・京阪電車京阪本線「淀屋橋」下車 ①号出口北すぐ
京阪電車中之島線「大江橋」下車 ⑥号出口東すぐ 〕

開庁時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

採用試験に関する最新の情報などを大阪市ホームページ及びX（エックス）で発信しています。

わらおーさか。 | 大阪市職員採用のご案内

<https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu250/shokuinshaiyou/index.html>

大阪市人事委員会X（エックス）公式アカウント

@oc_jinjiinkai

《大阪市職員採用試験の受験申込にあたって》

大阪市職員採用試験は、皆さんの受験申込によって試験の準備が進められます。申込みをした方は受験してくださいようお願いします。